

[第1条] (目的)

本学会の学術貢献施設認定は、受精ならびに着床に関する研究の成果を本学会が主催する学術講演会に継続的に発表している施設を表彰し、以てその学術活動を奨励するものである。

[第2条] (認定対象)

申請年から遡り、連続10年、1演題以上（各種講演・シンポジウム・セミナーを含む）を本学会が主催する学術講演会で発表した者が所属する施設を認定する。各演題の発表者が異なる場合でも、10演題全てがその施設に帰属するものであれば、認定対象となる。

[第3条] (申請資格)

認定を申請する者は原則として当該施設に所属する正会員または名誉会員に限る。申請者は認定を受ける施設の代表として、第4条に従い、申請手続きを行うことが求められる。

[第4条] (申請方法)

- (a) 当学会が定める様式の書類をホームページよりダウンロード、記入の後、発表時の『プログラム・抄録集』の表紙および該当する演題の抄録が掲載されているページのPDFまたはコピーを添えて事務局に提出する。
- (b) 募集要項はホームページ上で告知する。申請者は必ず期間内に事務局へ提出することとする。期間外の申請は受け付けない。

[第5条] (認定の手順)

応募書類を事務局で受領した後、学術担当理事が審査する。通信理事会を経てすべての演題が当学会の学術講演会で発表されたものと認められた場合、正式にこれを認定する。認定された場合は、事務局よりE-mailにて通知する。

[第6条] (授与)

認定された施設はその年の学術講演会で認定証が授与される。

[第7条] (認定期間、認定の更新)

認定期間は、10月1日より5年間とし、認定証にこれを記載する。認定期間最終年度中に申請をすることで施設認定を更新できる。

[第8条] (認定更新の条件)

認定期間5年間のうち4年以上で、年1演題以上（各種講演・シンポジウム・セミナーを含む）を本学会が主催する学術講演会で発表した者が所属する学術貢献施設が認定更新を申請できる。各演題の発表者が異なる場合でも、4演題全てがその施設に帰属するものであれば、更新の対象となる。

[第9条] (改廃) 本規則の改廃は、通信理事会の協議を経て行う。

(2021年3月24日改定)

(2023年11月1日改定)